様式２　　 　　　　　　 　　　　　施設整備事業費内訳書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 |  | 事業区分 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区  分 | 費目 | | 総事業(%) | | | 年度別内訳 | | | | | | 備考 |
| 員数 | 単価 | 金額 | 平成　　年度(　　%) | | | 平成　　年度(　　%) | | |
| 員数 | 単価 | 金額 | 員数 | 単価 | 金額 |
| 補  助  対  象  事  業  分 | 補  助  対  象  経  費 | ・診療棟  　建築工事  　（新築）  　（増築）  　（改築）  　附帯工事  　（新築）  　電気設備工事  　冷暖房工事  　　 ：  ・病棟  　建築工事  　（新築）  　　 ：  　附帯工事  　（新築）  　　 ： | ㎡ | 円 | 円 | ㎡ | 円 | 円 | ㎡ | 円 | 円 | 整備病床数  床 |
| 小　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 補助対象  外経費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 総 事 業 費 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 補  助  対  象  事  業  外  分 | ・建築工事  　（新築）  　　 ：  ・附帯工事  　（新築）  　　 ： | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 総　　合　　計 | | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事  業  財  源  内  訳 | 国庫補助金  県補助金  市町村補助金  地方債  寄付金  借入金  自己財源 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  | (補助金の  種類･金額)  (借入先･抵  当権設定の  予算等) |
| 計 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（記入上の注意）

(1) 　「事業区分」には、医療施設等施設整備費補助金交付要綱の５（交付額の算定方法）の

　　表の「１　区分」欄に定める事業区分を、医療提供体制施設整備交付金交付要綱の別表１

　　の「２　事業区分」欄に定める事業区分をそれぞれ記載すること。

(2) 　「補助対象事業分」とは当該事業の補助金の交付の対象とする部分（財産処分の制限が

　　かかる部分）を指し、「補助対象事業外分」とは当該事業の補助金の交付の対象としない

　　部分（財産処分の制限がかからない部分）を指す。

**また、当該事業に係る見積書等及び補助対象事業分の金額の算出方法が分かる書類（進**

**捗率の内訳）を必ず添付すること。**

　　　なお、この場合、年度間の金額の按分は支払額ではなく進捗率により行うこと。

(3) 　「補助対象外経費」とは補助対象事業分のうち、医療施設等施設整備費補助金交付要綱

　　に定める（交付の対象外費用）に該当する経費、医療提供体制施設整備交付金交付要綱に

　　定める（交付金の対象除外）に該当する経費及び交付要綱に定める（交付額の算定方法）

　　において対象経費とされていない経費を指す。

　　　また、「補助対象経費」とは補助対象事業分のうち、交付要綱に定める（交付額の算定

　　方法）において対象経費とされている経費を指す。

(4) 　補助対象事業分の「費目」欄は、医療施設等施設整備費補助金交付要綱５の表の「３

　　対象経費」に定める各部門に、医療提供体制施設整備交付金交付要綱別表２の「３　対象

　　経費」に定める各部門に区分して記入すること。

(5) 　(4) はさらに、事業の種別により新築、改築、増築、改修等に区分すること。

　　　なお、事業の種別は次による。

　　　・新　　築：新たに建物を建築する場合

　　　・移転新築：現在建物が存在する敷地とは別の敷地に新たに建物を建築し、かつ、現在

　　　　　　　　　の建物の機能を移転する場合

　　　・改　　築：従前の建物を取りこわして、これと位置・構造・規模がほぼ同程度のもの

　　　　　　　　　を建築する場合

　　　・増　　築：敷地内の既存の建物を建て増しする場合で、敷地内に別に建物を新築する

　　　　　　　　　場合を含む

　　　・増 改 築：増築と改築をあわせて行う場合

　　　・改　　修：建物の主要構造部分を取りこわさない模様替及び内部改修

(6) 　補助対象事業分の備考欄の「整備病床数」は、補助対象事業分に含まれる病床数を記入

　　すること。

(7) 　複数年度にわたり継続して事業を行う場合は、各年度の員数（面積）は同一とする。

(8) 　全体の事業が３か年以上にわたる計画の場合には、｢年度別内訳｣欄を適宜増やして作成

　　すること。

　　　なお、単年度事業の場合には、「総事業」欄のみに記入すること。